

流山市農業委員会  
令和5年第5回  
総会議事録

令和5年5月11日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和5年第5回総会議事録

- 1 期 日 令和5年5月11日(木)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 4番 鈴木 亨  
5番 金子 孝博
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 矢口 優子
  - 2番 池田 操代
  - 3番 金子 文雄
  - 4番 鈴木 亨
  - 5番 金子 孝博
  - 6番 中嶋 清
  - 7番 小菅 康男
  - 8番 染谷 一嘉
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 小林 常男
  - 1地区 染谷 文夫
  - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局主事 大屋 真愛  
事務局主事 窪田 優成
- 11 会議目次
  - 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) <継続審議> 1
  - 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) 4
  - 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について 6
  - 議案第24号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 8
  - 議案第25号 令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 10
  - 報告第17号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について 13
  - 報告第18号 専決処理の報告について 14

**▲開会 午後3時32分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和5年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

なお、流山市三輪野山の〇〇さんから、総会を傍聴したい旨の申出があり、議長においてこれを許可したので、御了承願います。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

**○水代会長** 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

4番 鈴木委員、5番 金子孝博委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、継続審議となっております議案第11号の「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」および、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第25号「令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」までの5議案について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第17号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」から報告第18号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

**○水代会長** これより議事に入ります。

議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)継続審議」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第11号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)継続審議次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年5月11日提出

本案は、先月の総会で継続審議となった案件です。

権利者は、松戸市に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑5筆 転用合計面積は3,489平方メートルです。

権利の種類は、所有権の移転で転用目的は販売用の車両置場とするものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子考博委員長。

○**金子考博委員長** 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案は、今年3月より継続審議となっているもので、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の東約1.5キロメートルに位置し、周囲は駒木台の住宅地に近接し、小規模な畑と住宅等が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は車両置場を整備しようとするものです。

権利者は、松戸市に本店を置く株式会社で、平成16年に設立されています。

事業内容は、自動車の車両販売等で、最近の年商は30億円程度とのことです。

申請理由ですが、権利者は、現在、関東地方を拠点に車両販売業等を営んでおり、事業の拡大に伴い既存の車両置場では手狭になってきたことから、交通アクセスの良い広い場所を求めていたところ、地権者の協力が得られたため、転用申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石敷き、車両出入口部分はアスファルト舗装とし、トラック等77台分の

車両置場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、既存の土留めがない部分に、コンクリートブロック2段又は3段の土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内へ浸透枳や浸透トレンチを設置し浸透させることとし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は宅地、西側は道路となっており、東側と南側は住宅と畑が混在しています。

次に、資金計画ですが、土地価格は約4,200万円。整備費が約2,500万円。

全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番（山崎委員） 車両置場の計画とのことですが、この申請地内でどのような業務内容なのか教えてください。車両の販売は行うのですか。

◎事務局（染谷次長） こちらの申請地では車両展示などは行わないそうです。

取引先である柏市内の車両ディーラーから仕入れた車両を一時保管し、販売先に出庫するという目的の車両置場という形態です。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆第11番（石井委員） 近隣自治会への事業説明はされたのですか、また、敷地内に事務所などを設置する予定ですか。

◎事務局（染谷次長） まず、近隣住民への説明は行ったということと、特に御意見はなかったと聞いております。

地元自治会への説明については（スクリーン画面を示しながら説明）、出入口前面道路の通過車両の視認性を改善するために、既存のブロック塀の上部鉄製フェンスを撤去し、安全確認を取りやすく改善するものです。

また、事務所については、設置しないとのことでした。

◆（森田推進委員） この案件は、3月と4月に、それぞれ継続審議となってきていますが、当初計画からの変更点と遅れた理由についてお聞きします。

◎事務局（染谷次長） 継続審議となった本案件は、安全対策について近隣住民およ

び地元自治会と話し合いの場を重ねて、最終的にコンクリートブロック上部の鉄製フェンスを撤去するなど前面道路の通過車両の視認性を高めるよう事業計画変更が生じてまいりました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第22号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年5月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市向小金にお住まいの方です。

申請地は、前ヶ崎の現況畑1筆、転用面積は2,463平方メートルです。

転用目的は貸駐車場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子考博委員長。

○金子考博委員長 議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1.3キロメートルに位置し、周囲は前ヶ崎の住宅

地に近接し、小規模な畑と住宅等が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は貸駐車場を整備しようとするものです。

申請者は、流山市向小金にお住まいの方で、年齢は75歳です。

申請理由については、近隣にある飲食店において従業員用および混雑時の来店者用駐車場が不足していること、並びに、近隣の自動車整備工場において、修理や整備用に預かる車両用の駐車場が不足していることから、申請者に協力依頼があり、今回、貸駐車場を整備するために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石敷きとし、36台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、南側は申請地より高くなっていること、北側は隣接地との境界に既存のブロックがあること、西側と東側は水路があることから、周辺に被害を及ぼさない状況です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透とし、汚水および雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況は、写真のとおりで申請地周辺につきましては、北側は住宅、東側は水路と道路、南側は国道、西側は水路となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約260万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当はありません。

以上、申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番（山崎委員） 車両1台当たりの駐車料金はいくらですか

◎事務局（染谷次長） 1台当たり月5,000円と聞いております

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

私から1点お聞きしますが、議案写真を見ると、駐車場は道路より路盤が高いと思われませんが、国道(6号線)との高低差はどうですか。

◎事務局（染谷次長） 国道は、相当量の土盛りをして築造されていまして、国道の路盤レベルの方が相当高いと思われまして。

申請地は、かつて池だったところで路盤は国道よりは低い土地です。

◆（小林推進委員） 駐車場出入口の交通安全対策についてお聞きします。

◎事務局（染谷次長） 御質問の出入口の安全対策ですが、本申請地の出入り口周辺  
の道路は、国道には近接した道路ですが、国道からは坂道で下ってくる勾配で、  
北側の住宅地からも少し隔たっていることから通過車両は少なく、また通学路でも  
ありません。

また、交差点の見通しも良いので特段の安全対策は計画されていません。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第22号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

（午後4時2分 事務局職員から事務連絡）

○水代会長 ただいま、流山市東初石の〇〇さんから、総会を傍聴したい旨の申出が  
あり、議長においてこれを許可したので、御了承願います。

○水代会長 続いて、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とい  
たします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第23号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年5月11日提出

今月の申請は新規が1件、更新が4件です。

始めに、議案1番の権利者は流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑1筆 面積は1,054平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので併せて御参照くだ  
さい。

次に、議案2番の権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 面積は882平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照くだ



さい。

次に、議案3番から5番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田3筆 3,012平方メートルと畑 1,031平方メートル、合計4,043平方メートルです。

利用権の設定期間は、3番と4番は更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

また、5番は相手を変更しての更新により3年間で、権利の種類は使用貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子考博委員長。

○金子考博委員長 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が4件です。

始めに、新規の案件です。

1番ですが、本件については新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり休耕の状態でした。

次に、更新の案件です。

2番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は兼農で年齢は50歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、3番から5番は権利者が同一のため、一括して報告いたします。

3番と4番については引き続き3年間、5番については相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は70歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番から5番については、小菅委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時7分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番から5番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号の3番から5番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号の3番から5番までについては、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時8分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番から2番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号の1番から2番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号の1番から2番までについては、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第24号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第24号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和5年5月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市長崎にお住まいの方です。

申請地は、長崎2丁目の登記地目 畑1筆 面積118平方メートルで変更後の地目につきましては、宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子考博委員長。

○金子考博委員長 議案第24号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南西約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が昭和55年に相続により取得した土地で、昭和43年以前より配置図のように宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和43年6月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第25号「令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第25号

令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおりとする。

令和5年5月11日提出

本案につきましては、2回にわたり、総合農政検討委員会において検討いただき、案を策定していただいたものです。

1番の「最適化活動の目標に対する点検・評価」、2番の「農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とも、農林水産省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づき、前年度の最適化活動の実施状況について振り返りを行うものです。

始めに、1番の最適化活動の目標に対する点検評価(案)について説明いたします。別添資料1を御覧ください。

令和4年度の目標と実績、各委員の皆様の活動日数等を整理してあります。

こちらは、左から順に説明いたします。

「1 最適化活動の成果目標」の実績について説明いたします。

始めに「(1)農地の集積」については、今年度末の集積率は29.8パーセントとなりました。

次に「(2)遊休農地の解消等」についてですが、緑区分、新規発生とも解消面積は0平方メートルでした。

また、黄色区分の解消工程表の策定については、関係機関との協議について準備・検討中のため、「策定しなかった」となっています。

次に「(3)新規参入の促進」ですが、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は0ヘクタールでした。

続いて「2 最適化活動の活動目標」の実績についてです。  
始めに、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数」については平均6日となりました。

次に「(2)活動強化月間」の実績は「2回」でした。

次に「(3)新規参入相談会への参加」の実績は「1回」でした。

これらの実績から、農林水産省の通知に基づき点数化しました。

資料3を御覧ください。A3版の資料です。

各実績を表1により、点数化しました。この点数を表2にあてはめると、国の通知に基づき決められた評語としては「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となります。

再度資料1に戻っていただき、また、委員の皆様の実績についても、活動日数平均を整理しますと、記載のとおり結果となりました。

続きまして、別添資料2をご覧ください。6枚綴りとなります。

2の「農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について説明いたします。

ただいま説明しました点検評価と重複するところがありますが御容赦ください。

順番に各項目について御説明をいたします。

まず1頁をご覧ください。

Iの「農業委員会の状況」ですが、年度当初の状況として、「1 農業委員会の現在の体制」及び「2 農家・農地等の概要」を示しています。

次に、資料の2ページをお開きください。

続きまして、2頁をお開きください。

IIの「最適化活動の実施状況」は「1 最適化活動の成果目標」と「2 最適化活動の活動目標」に分かれています。

始めに、「1 最適化活動の成果目標」について御説明いたします。

まず(1)の「農地の集積」についてです。

②の目標として、令和4年度は「新規集積22ヘクタール」、「今年度末(4年度末)の集積率 36.2%」を目標としています。

これについて、③実績ですが、今年度の新規集積面積は3.7ヘクタール、今年度末の集積率は29.8%、目標に対する達成状況は82.4%でした。

これらをうけた農業委員会の点検結果については、「認定農業者等の担い手への集積については、新規に3.7haの集積を行った。

合意解約や更新されないことによる集積面積(累計)の減少もあり、今年度末の集積率は目標に対して82.4%の達成状況となった。」と記載いたしました。

次に、(2)の「遊休農地の発生防止・解消」についてです。

②の目標として、令和4年度は「緑区分の遊休農地の解消目標 0.28ヘクタール」としています。

続いて3ページをご覧ください。

そのほかの目標として、「黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の作成方針として、千葉県・流山市農業振興課・千葉県園芸協会(農地中間管理機構)等と協議し、基盤整備事業の実施の可能性を探る」「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標 0.4ヘクタール」としています。

これについて、③実績ですが、先ほどの説明のとおり0ヘクタールとなっています。

④のその他については、利用状況調査と利用意向調査の結果を記載しました。

これらを受けた農業委員会の点検結果については、「新たな遊休農地の解消には至らなかった。遊休農地化する前の状態で、保全管理がやや不十分な農地については、適正管理の指導を適宜実施した。」と記載いたしました。

次に、(3)の「新規参入の促進」です。

②の目標として、令和4年度は「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積1.5ヘクタール」としています。

4ページをご覧ください。

これについて、③実績ですが、先ほど説明のとおり、0ヘクタールでしたが、新規参入者の参入状況として、流山市松ヶ丘の方が新規参入となり、1経営体、0.3ヘクタールの賃貸借の権利取得となりました。

これらを受けた農業委員会の点検結果については、「公表の同意は得られなかったが、直接、新規参入者への貸付けの理解を得られ、1経営体の新規参入の実績を得ることができた。」と記載いたしました。

続いて、「2 最適化活動の活動目標」についてです。

(2)の「活動強化月間の設定」の実績は2回でした。

10月は「利用状況調査の結果を確認し、利用集積の必要な場所の認識を委員間で共有した。」

11月は「新規参入相談会の周知を行い、委員間で新規参入に関する情報共有を行った。」と記載しました。

続きまして、5ページを御覧ください。

(3)の「新規参入相談会への参加」については、1回参加しました。

また、参加人数については、先ほどの11月の強化月間の働きかけにより、2名参加することができました。

以上が、個別の目標に対する結果です。

これらを先ほどご説明したように、点数化したうえで決められた評語を記載しました。

続きまして、6頁を御覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況について説明いたします。

こちらは、各種事務の件数等になります。

1 総会、部会の開催実績は毎月1回総会を開催しました。

2 農地法第3条に基づく許可事務については15件の処理を行い15件許可しました。

処理期間等については、記載のとおりです。

3 農地転用に関する事務については、農地転用許可について農業委員会にて権限移譲を受けているため「地方自治法第180条の2に基づきイ町村長から農業委員会へ事務委任」に○をしています。

許可処理件数は19件、許可19件、処理期間については記載のとおりです。

4 違反転用への対応については、1.29ヘクタールの違反転用面積があり、解消面積は0ヘクタールでした。

最後になりますが、本日、ご承認を頂けました際には、国の通知に基づき、県に報告し、公表される予定です。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第25号『令和4年度 最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』の審議の経過と結果を御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省からの通知に基づき、先月および本日の総合農政検討委員会で、昨年度の活動の点検・評価と事務の実施状況の公表について審議致しました。

その結果、別紙のとおり案をまとめさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。

総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第17号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の9ページをお開きください。

報告第17号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和5年5月11日報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第14号にあります「認定電気通信事業者が設置する施設」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため提出されたものです。

今回は、携帯電話の無線基地局の設置に係るものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の11ページから13ページにございます。

御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○**水代会長** ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○**水代会長** 特にないようですので、次に進みます。

○**水代会長** 次に、報告第18号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の10ページをお開きください。

報告第18号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月11日報告

始めに、1. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 6筆 面積953.3平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、20件 286筆 面積182,610.05平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。



第4条につきましては、住宅用地が3件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が11件、マンションの区分所有が8件、その他の建物施設用地が1件の計20件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時32分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年5月11日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

鈴木亨

流山市農業委員会 委員

金子孝博